

ぐりぶクーポン利用店舗規約

第 1 条（総則）

本規約は、ぐりぶクーポンの利用店舗（以下「利用店舗」という）が、その店舗、施設等において、ぐりぶクーポンによる物・サービスの提供等（以下「物・サービス提供」という）を行うこと等について必要な事項を定めるものです。

第 2 条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

1. 「利用店舗」

店舗のうち、その経営者が本規約を承諾のうえ所定の申請フォームまたは申請書にてぐりぶクーポン事務局（以下「事務局」といいます。）に申請し、事務局が承認したものをいいます。

2. 「ぐりぶクーポン」

利用店舗にて使用できる割引クーポンをいいます。

3. 「利用者」

利用店舗でぐりぶクーポンを使用する者をいいます。

4. 「ぐりぶクーポン取引」

利用者が利用店舗より物・サービス提供を受けた場合に、その代金の一部をぐりぶクーポンで取引することをいいます。

5. 「ぐりぶクーポン取引精算」

利用店舗と事務局との間で、ぐりぶクーポン取引に対する精算を行うことをいいます。

第 3 条（利用店舗の要件）

1. 利用店舗の要件は、提供する物・サービスに応じて、次の全てを満たしていることです。

(1) 飲食サービス

- ①日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類されるものであって、店内飲食を主とするもの（持ち帰り・配達飲食サービス専門店及びスペース利用や公演等が主たるサービスとなる店舗は対象外）
- ②食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること
- ③登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ④新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
- ⑤レジスターを導入し、クーポン利用カードの証拠書類としてレシートを添付できること（領収書の添付は認めない。）

(2) 花き

- ①日本標準産業分類の「6093 花・植木小売業」に分類されるもののうち、主として花を小売する事業所（主として植木を小売する事業者は対象外）
- ②登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ③新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
- ④レジスターを導入し、クーポン利用カードの証拠書類としてレシートを添付できること（領収書の添付は認めない。）

(3) 茶

- ①日本標準産業分類の「5894 茶類小売業」に分類されるもののうち、主として各種の茶（緑茶、紅茶など）を小売する事業所（主として類似品（ココア、コーヒーなど）を小売する事業所は対象外）
 - ②登録する店舗が鹿児島県内にあること
 - ③新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
 - ④レジスターを導入し、クーポン利用カードの証拠書類としてレシートを添付できること（領収書の添付は認めない。）
2. 百貨店、スーパー、商店、コンビニエンスストア等、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所（以下「百貨店等」という。）は利用店舗にはなりません。ただし、百貨店等のうち、対象とする物・サービスの販売での会計（レジ）が他から独立しているものは、入居テナント・直営を問わず、対象店舗とします。
 3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業を行う店舗、及び公序良俗に反すると認められる店舗は「対象外」とします。

第4条（利用店舗承認手続等）

1. 利用店舗として承認を受けようとする店舗の経営者は、本規約を確認し同意したのち、あらかじめ所定の申請フォームまたは申請書により申請し、事務局の承認を得るものとします。
2. 事務局は申請を承認した場合、利用店舗証（以下「ステッカー」といいます。）を付与します。なお、利用店舗の追加、脱退についても同様に事務局の承認を得るものとします。
3. 利用店舗は、ステッカーを利用者が良く見える場所に掲示するものとします。
4. 利用店舗は、鹿児島県からぐりぶクーポンの取扱いに関する調査協力依頼があった場合には協力するものとします。
5. 利用店舗は、鹿児島県がぐりぶクーポンの利用促進のために、利用店舗の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に利用店舗の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
6. 利用店舗は、ぐりぶクーポン利用カード・ステッカー等を本規約に定める目的以外の用途に使用してはならず、また、これを第三者に使用させてはならないものとします。
7. 利用店舗は、ぐりぶクーポンの事業終了後、直ちに利用店舗の負担において、ステッカーを取り外し、事務局が支給した備品を速やかに破棄するものとします。

第5条（届出事項の変更）

1. 利用店舗は、事務局に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その利用店舗登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により事務局へ届け出て、承認を得るものとします。
2. 前項の届出がないために、事務局からの通知または送付書類、換金精算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに利用店舗に到着したものとみなすものとします。

第6条（地位の譲渡等）

1. 利用店舗は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 利用店舗は、利用店舗としての債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

第 7 条（業務の委託）

1. 利用店舗は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
2. 前項にかかわらず、事務局が事前に承諾した場合には、利用店舗は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
3. 前項により事務局が業務委託を承諾した場合においても、利用店舗は本規約に定める全ての義務および責任を免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」といいます。）が委託業務に関連して事務局に損害を与えた場合、利用店舗は業務代行者と連帯して事務局の損害を賠償するものとします。
4. 利用店舗は、業務代行者を変更する場合には、事前に事務局の承諾を得るものとします。

第 8 条（利用店舗の義務、差別的取扱いの禁止等）

1. 利用店舗は、本規約および事務局が別途提供する取扱マニュアルに基づき対象の物・サービス提供を行うものとします。
2. 利用店舗は、有効なぐりぶクーポンを提示した利用者に対し、取扱いを拒絶したり、クーポンを利用しない客と異なる代金を請求したり、取扱いの金額に本規約に定めること以外の制限を設ける等、利用者にとって不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
3. 利用店舗は、利用者からぐりぶクーポンの取扱いに関し、苦情、相談を受けた場合、利用店舗と利用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、利用店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
4. 利用店舗は、ぐりぶクーポン取引を行う場合には、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。
5. 利用店舗は、ぐりぶクーポン取引における売上額日計および事務局からの振込金額を必ず確認するものとします。
6. 利用店舗は、事務局の指示を遵守するものとします。

第 9 条（取引の取り消し及び返金の禁止）

利用店舗は、ぐりぶクーポン取引の完了後、その取り消しを申し出た利用者に対し、取り消しおよび返金対応することはできないこととします。

第10 条（ぐりぶクーポンの不正使用等）

1. 利用店舗は、提示されたぐりぶクーポンに疑義があった場合には、提示者または利用者に対し物・サービス提供を行わないものとし、その事実を直ちに事務局に連絡するものとします。
2. 万が一、利用店舗が前項に違反して物・サービス提供を行った場合、利用店舗は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
3. 偽造、変造、模造されたぐりぶクーポンに起因する売上等が発生し、鹿児島県が使用状況等の調査の協力を求めた場合には、利用店舗はこれに協力するものとします。また、利用店舗は、鹿児島県から指

示があった場合もしくは利用店舗が必要と判断した場合には、利用店舗の所在地を所轄する警察署等に当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第11条（売上債権の譲渡）

本規約に基づき利用店舗が有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、鹿児島県は当該債権を鹿児島県所定の手続きに従って処理するものとし、事務局は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第12条（換金手数料及び精算）

1. ぐりぶクーポン取引精算における利用店舗の換金手数料は無料とします。
2. ぐりぶクーポン取引精算は、鹿児島県が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に事務局に到着した換金用伝票に記載の金額を利用店舗からの請求とみなし、事務局より、利用店舗指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。

第13条（利用取消し）

1. 利用店舗が次の事項に該当する場合、事務局は利用店舗に対し催告することなく直ちに第4条第1項の規定による承認の全部または一部を解除できるものとし、かつその場合に生じた損害は利用店舗が賠償するものとします。
 - (1) 利用店舗または利用店舗の従業員および利用店舗の業務を行う者が本規約に違反したときおよびマニュアルを遵守しなかったとき
 - (2) 利用店舗登録申込の内容に虚偽があったとき
 - (3) 換金請求の内容に虚偽があったとき
 - (4) 差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - (5) 利用店舗の営業または業態が公序良俗に違反すると鹿児島県が判断したとき
 - (6) 利用店舗が鹿児島県の信用を失墜させる行為を行ったと鹿児島県が判断したとき
 - (7) 利用店舗として不相当と鹿児島県が判断したとき
2. 利用店舗は、前項の規定により利用店舗登録の取消しを受けた場合には、直ちに利用店舗の負担において、ステッカーを取り外し、事務局が支給した備品を速やかに破棄するものとします。
3. 利用店舗が第1項各号のいずれかに該当する場合、鹿児島県は承認を解除するか否かにかかわらず、ぐりぶクーポン取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、鹿児島県は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第14条（取引精算代金の支払留保）

1. 利用店舗が本規約に違反してぐりぶクーポン取引を行った疑いがあると認めた場合は、事務局は調査が完了するまでぐりぶクーポン取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、ぐりぶクーポン取引精算を取消しまたは解除することができるものとします。

2. 利用店舗は前項の調査に協力するものとします。なお、調査に当たっては、営業実態の確認のため、確定申告書の写し等、別途書類の提出を求めることがあります。
3. 調査が完了し、鹿児島県が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、事務局は利用店舗に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第15条（反社会勢力との取引拒絶）

1. 利用店舗は、当該店舗の運営会社及び同社の関係会社（親会社・子会社等）又は個人事業者、並びに運営会社及び同社の関係会社の役員、並びに運営会社及び同社の関係会社、又は個人事業者の従業員が、次の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
2. 鹿児島県は利用店舗が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づくぐりぶクーポン取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、利用店舗は、ぐりぶクーポン取引を行うことができないものとします。
3. 利用店舗が第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると鹿児島県が認めた場合には、鹿児島県は第13条第1項の規定に基づき承認を解除するか否かにかかわらず、ぐりぶクーポン取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 利用店舗が第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると鹿児島県が認めた場合には、鹿児島県は直ちに第4条第1項の規定による承認を解除できるものとし、かつその場合鹿児島県に生じた損害を利用店舗が賠償するものとします。また、この場合、鹿児島県は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、ぐりぶクーポン取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。

第16条（規約の変更）

鹿児島県は利用店舗の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合に本規約の利用条件は変更後の規約によるものとします。

第 17 条（合意管轄裁判所）

利用店舗は、ぐりぶクーポンに関して事務局との間に紛争が生じた場合、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 18条（準拠法）

本規約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第 19 条（業務委託）

鹿児島県は、ぐりぶクーポンの運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第 20 条（お問い合わせ窓口）

ぐりぶクーポンに関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください

ぐりぶクーポン事務局

（コールセンター） 099-294-9898

（受付時間 令和3年4月19日～6月6日・7月1日～令和3年12月28日 平日9：00～17：00）

（受付時間 令和3年6月7日～6月30日 毎日9：00～22：00）

附 則

本規約は、令和3年4月19日から適用します。

利用店舗の要件

1. 利用店舗の要件は、提供する物・サービスに応じて、次の全てを満たしていることです。

(1) 飲食サービス

- ①日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類されるものであって、店内飲食を主とするもの
(持ち帰り・配達飲食サービス専門店は対象外)
- ②食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること
- ③登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ④新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
- ⑤レジスターを導入し、クーポン利用カードの証拠書類としてレシートを添付できること（領収書の添付は認めない）

対象とする業態	食堂・レストラン、日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、その他の専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場・ビヤホール、バー、スナック・キャバレー・ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼店・焼きそば店・たこ焼店、他に分類されない飲食店
対象としない業態	持ち帰り・配達飲食サービス専門店、スペース利用や公演等が主たるサービスとなる店舗（カラオケボックス、ネットカフェ、漫画喫茶、ライブハウスなど）

(2) 花き

- ①日本標準産業分類の「6093 花・植木小売業」に分類されるもののうち、主として花を小売する事業所 → 主として植木を小売する事業者は対象外
- ②登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ③新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
- ④レジスターを導入し、クーポン利用カードの証拠書類としてレシートを添付できること（領収書の添付は認めない）

対象とする業態	花屋、切花小売業、フローリスト
対象としない業態	植木小売業、盆栽小売業、造花小売業、苗木小売業

(3) 茶

- ①日本標準産業分類の「5894 茶類小売業」に分類されるもののうち、主として各種の茶（緑茶、紅茶など）を小売する事業所 → 主として類似品（ココア、コーヒーなど）を小売する事業所は対象外
- ②登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ③新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
- ④レジスターを導入し、クーポン利用カードの証拠書類としてレシートを添付できること（領収書の添付は認めない）

対象とする業態	茶小売業、こぶ茶小売業、豆茶小売業、麦茶小売業、紅茶小売業
対象としない業態	コーヒー小売業、ココア小売業、清涼飲料小売業

2. 百貨店、スーパー、商店、コンビニエンスストア等、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所（以下「百貨店等」という。）は対象外。ただし、百貨店等のうち、対象とする物・サービスの販売での会計（レジ）が他から独立しているものは、対象とする店舗とみなす。（入居テナント・直営を問わない）
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業を行う店舗、及び公序良俗に反すると認められる店舗は「対象外」とする。

【補足】

- ・ ガールズバー、ダーツバー、ゴルフバー、プール（ビリヤード）バー
→ 飲食を提供している「バー」であり、飲食店営業許可を受けていれば「対象」とする。
- ・ カラオケボックス
→ 日本標準産業分類では、80娯楽業>8095カラオケボックスに分類されており、スペース利用が主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・ ネットカフェ、漫画喫茶
→ インターネット、漫画の利用が主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・ ライブハウス
→ 娯楽（演奏等）を提供することが主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・ 対象とする業態の「その他の専門料理店」とは、主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所であり、西洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スパゲティ店、朝鮮料理店、印度料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店などである。
- ・ 対象とする業態の「他に分類されない飲食店」とは、主として大福、今川焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所であり、大福屋、今川焼屋、ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店、サンドイッチ専門店、フライドチキン店、ドーナツ店、ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）などである。
- ・ 対象外とする業態の「持ち帰り飲食サービス業」とは、飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所であり、持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売（調理を行うもの）などである。
なお、車両等を使い、不特定な場所において客の注文に応じ調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所（いわゆる「キッチンカー」）もここに含める。
- ・ 対象外とする業態の「配達飲食サービス業」とは、その事業所内で調理した飲食料品を、客の求める場所に届ける事業所及び、客の求める場所において調理した飲食料品を提供する事業所であり、宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋、デリバリー専門店、ケータリングサービス店などである。

利用店舗の誓約事項

- 1 対象とする物・サービスの提供なく、クーポンの換金を行いません。
- 2 ぐりぶークーポンを使用できない物・サービスに対して、ぐりぶークーポンでの支払いを受け付けません。
- 3 ぐりぶークーポンの偽造・悪用・濫用はいたしません。
- 4 ぐりぶークーポンの換金請求にあたっては、虚偽の請求はいたしません。
- 5 レシート、クーポン利用カードを紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 6 ぐりぶークーポンの使用期間中は利用店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- 7 ぐりぶークーポンの使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、利用店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 8 ぐりぶークーポンの取扱いに対して鹿児島県からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 9 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- 10 登録する店舗は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う店舗及び公序良俗に反する店舗等ではありません。
- 11 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の実施については外食業の事業継続のためのガイドライン又は各業界が定めている新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守いたします。
- 12 その他、ぐりぶークーポンの取り扱い、利用店舗の責務のほか利用店舗参画について規約に記載されている内容に同意し、遵守します。